

議員提出第27号議案

旧姓の通称使用拡大の法制化を求める意見書提出の件

旧姓の通称使用拡大の法制化を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和7年10月9日提出

提出者 神戸市会議員

松本 しゅうじ	坊 やすなが	坊 池 正
平 井 真千子	山 口 由 美	河 南 忠 和
しらくに高太郎	山下 てんせい	植 中 雅 子
吉 田 健 吾	上 畠 寛 弘	平 野 達 司
大 野 陽 平	村 上 立 真	浅 井 美 佳
高 橋 としえ	住本 かずのり	外 海 開 三
三木しんじろう	黒 田 武 志	山本 のりかず
ながさわ 淳一	さとう まちこ	原 直 樹
なんの ゆうこ	のまち 圭 一	岩谷 しげなり
村 野 誠 一	岡 田 ゆうじ	平 野 章 三

理 由

旧姓の通称使用拡大の法制化を国に要望する必要があるため。

令和 年 月 日

衆議院議長	}	各宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
法務大臣		
内閣府特命担当大臣 (男女共同参画)		
内閣官房長官		

神戸市会議長 菅 野 吉 記

旧姓の通称使用拡大の法制化を求める意見書（案）

第217回国会では、氏制度に関する複数の法案が提出されましたが、いずれも継続審議となっています。特に選択的夫婦別姓制度の導入の是非については、個人のアイデンティティを重視する声と、家族の一体感を重視して夫婦同姓制度を維持すべきとする声とが依然として対立しており、国民的合意には至っていないのが現状です。

我が国における氏制度のあり方は、国民一人一人の生活の根幹に関わる問題であると同時に、家族のつながりや社会全体の経済・社会活動の基盤にも影響を与えるものです。このため、国におかれては、幅広い国民的議論を踏まえ、社会の分断を招かないよう慎重に制度設計を行う必要があります。

一方で、女性活躍社会の進展に伴い、婚姻後も旧姓の通称使用を希望する人は増加しています。令和2年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画においても、婚姻による改姓によって不利益を被らないよう旧姓の通称使用の拡大が明記されており、既に住民票やマイナンバーカード、運転免許証などに旧姓併記が進められています。しかしながら、旧姓の通称使用の多くは直接的に法律上の根拠を有しているわけではなく、その位置付けが不明確であるため、民間資格や金融機関等において不便を感じる事例も散見されます。

特に学術・研究の分野においては、婚姻や離婚等による改姓によって、研究業績の継続的な評価に支障を来す事例が多く報告されています。論文や学会発表の記録が旧姓と新姓で分断されることで、国際的な業績評価や研究者ネットワークにおいて不利益を被ることは、我が国の学術の国際競争力を低下させるおそれがあります。これらの不利益の解消は急務です。

よって、国におかれては、氏制度全般の検討を進めるとともに、社会的分断を回避しつつ、経済・社会・学術活動における不便を更に解消するため、旧姓の通称使用の拡大・周知を一層推進し、その法的根拠を明確に位置付ける新たな制度の創設を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。